

議案第10号

調布市税賦課徴収条例及び調布市都市計画税賦課徴収条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市税賦課徴収条例及び調布市都市計画税賦課徴収条例の一部
を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を
次のように改正する。

第36条の2第9項, 第57条の2第1項第1号及び第147条第1号
中「第15項」を「第16項」に改める。

(調布市都市計画税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 調布市都市計画税賦課徴収条例(昭和31年調布市条例第14号)
の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「第15項」を「第16項」に改める。

附 則

この条例は, 令和7年4月1日から施行する。